

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第87号）（子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課）

指定障害児通所支援事業者等が整備する記録に関し，保存の方法等を定めておかなければならないこととする等の必要があるので，次のとおり一部改正することとしました。

- 1 指定障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援の事業を行う事業者並びに指定障害児入所支援施設が整備する記録に関し，保存の方法，場所及び期間並びに廃棄の方法を定めておかなければならないこととします。
- 2 その他規定を整備します。

この条例は，平成31年4月1日から施行することとしました。ただし，第3条の改正規定は，公布の日から施行することとします。

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第87号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(記録の整備に関する補則)

第4条の3 指定障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援の事業を行う者は，児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この章において「省令」という。）第54条（省令第54条の9，第64条，第71条，第71条の2，第71条の6，第71条の14及び第79条において準用する場合を含む。）に定める基準による記録の整備に当たっては，次に掲げる事項を定めておかなければならない。

(1) 保存の方法及び場所

(2) 保存期間（省令第54条第1項（省令第54条の9，第64条，第71条，第71条の2，第71条の6，第71条の14及び第79条において準用する場合を含む。）に掲げる記録に限る。）

(3) 廃棄の方法

(4) その他市長が必要と認める事項

第5条中「前2条」を「前3条」に，「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」を「省令」に改める。

第7条の2の次に次の1条を加える。

(記録の整備に関する補則)

第7条の3 指定障害児入所施設は，児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，

設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下この章において「省令」という。）第51条（省令第57条において準用する場合を含む。）に定める基準による記録の整備に当たっては、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

- (1) 保存の方法及び場所
- (2) 保存期間（省令第51条第1項（省令第57条において準用する場合を含む。）に掲げる記録に限る。）
- (3) 廃棄の方法
- (4) その他市長が必要と認める事項

第8条中「前2条」を「前3条」に、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）」を「省令」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条の3及び第7条の3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において児童福祉法第21条の5の15第1項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者（同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。）の指定又は同法第24条の9第1項の規定に基づく指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の指定を受けているもの（施行日以後にこれらの指定を受けることとなるもののうち、施行日前にこれらの指定の申請をしたものを含む。）については、施行日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）